

R8. 6. 10 改正

R8. 9. 8 更新

令和 8 年度

三条市海外販路開拓支援補助金

申請等の手引き

[お問い合わせ先]

三条市経済部商工課（商工係）

TEL 0256-34-5610

FAX 0256-36-5111

1 事業の目的

国内市場の縮小等厳しい事業環境下において、新たな販路として海外市場の開拓に挑戦する中小企業者の支援を行うことによって、市内中小企業者の業績改善や賃上げ環境構築を図ります。

2 補助対象者

次の要件を全て満たしている中小企業者

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) **市長が別に定める期間（直近3年間）にわたって、海外で自社製品又は自社技術による継続した売上を計上していないこと。**
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。

対象になり得るケース	①海外の展示即売会等に出展し、瞬間的な売上を計上したことがある ②スポットで海外からの注文があって輸出したことがある
対象外のケース	①直近の3年間で継続した直接輸出の実績がある（越境 EC サイトでの海外発送など） ②国内のバイヤー、代理店と契約して直近の3年間で継続した間接輸出の実績があり、申請者が主体的*に行っている ③国外のバイヤー、代理店との契約があり、直近の3年間で継続した直接輸出の実績がある

* 主体的であると判断されるのは以下のようなケースです

例) 申請者と代理店等の間で、商品を輸出することが取り決められている

3 補助対象事業

専門家等の指導により中小企業者が行う、次に掲げる海外販路開拓のための取組をいいます。

- (1) 海外市場調査 現地に渡航し実施する海外市場調査
- (2) 海外見本市出展 自社製品、自社技術の販路開拓に関して、不特定多数のバイヤーとの商談が見込める海外の見本市・展示会等への出展（オンライン開催は除く。）

4 補助対象経費

上記海外販路開拓のための取組を実施するに際して、市場調査等に係る専門家に対する謝金、海外渡航費、海外宿泊費、会場借上費、展示装飾・設営費、広告宣伝費、通訳・翻訳費、通信運搬費、委託費その他海外販路開拓に必要な経費であって市長が適当と認めるものとします。

なお、本事業は申請前に**専門家等の指導※¹**を受けたうえで実施してください。

※1 専門家等の指導については、事例として次のようなものがあります。

- にいがた産業創造機構(NICO)における海外展開に関する個別相談
- 日本貿易振興機構(JETRO)における貿易投資相談 など

〔注意点〕

- 国内取引に係る公租公課（消費税等）は対象外です。
- 振込手数料は対象外です。なお、振込手数料を受取人負担とした場合は値引きとみなします。
- このほか、本補助事業の目的として適当と認められない場合は対象外となります。

5 補助率及び上限額

【補助率】 補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）

【補助上限額】 75万円

6 他の制度との組み合わせ

補助金の交付を受けようとする経費が、その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないこととします。

7 手続

(1) 申請書の提出

ア 申請受付期間※2、3

令和8年5月14日(木)～令和8年12月28日(月)まで（商工課必着）

※2 申請をご検討の場合は、申請前にお早めに商工課へご相談ください。

※3 予算がなくなり次第、募集を締め切ります。

イ 必要書類

① 三条市海外販路開拓支援補助金交付申請書（様式第1号）※4～6

・事業計画書（別紙1）

・収支見込書（別紙2）

※4 消費税及び地方消費税を除いた金額で記載してください。

※5 見積等をもとに正確に記載してください。

※6 収入の部と支出の部の合計金額が一致するよう記載してください。

② 出展予定の海外の見本市・展示会等のパンフレット

③ 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し

④ 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）

⑤ 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）

⑥ 市長が別に定める期間（直近3年間）の帳簿の写し（海外における売上の有無が確認できるもの）

- ⑦ 補助対象者要件チェックリスト
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

ウ 提出方法

下記提出先への持参、郵送による提出をお願いいたします。

〔提出先〕 三条市旭町 2 - 3 - 1 三条市経済部商工課

(2) 審査及び補助決定

事業の内容について書面審査の上、予算の範囲内で補助採択の可否、交付金額及び交付に当たっての条件等を決定し、文書で通知します。

(3) 変更申請について

事業の内容、予算総額等に変更が生じる場合には、変更を実行する前に三条市海外販路開拓支援補助金変更等申請書（様式第 4 号）に必要な書類を添付してご提出いただき、承認を得てください。なお、変更内容によっては承認できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

(4) 実績報告書の提出

事業完了後速やかに、所定の実績報告書に必要な書類を添付し、提出してください。

ア 提出期限

事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 2 月 26 日(金)までのいずれか早い方（商工課必着）

イ 提出書類

- ① 三条市海外販路開拓支援補助金実績報告書（様式第 5 号）※7～9
 - ・ 事業実施報告書（別紙 1）
 - ・ 収支決算書（別紙 2）
- ※ 7 消費税及び地方消費税を除いた金額で記載してください。
- ※ 8 領収書等をもとに正確に記載してください。
- ※ 9 収入の部と支出の部の合計金額が一致するよう記載してください。
- ② 補助対象事業の実績、成果等を取りまとめた資料等
- ③ 補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

〔注意点〕

- 提出期限までに実績報告書の提出がなかった場合は補助金の交付ができませんので、お早めに提出ください。
- 領収書等の支払を証明する書類の宛名は、補助金交付申請者と同一名義としてください。

- 消費税及び地方消費税は補助対象とならないため、消費税及び地方消費税の内訳が請求書等に明示されていない場合も、必ず税額を計算し、税抜き価格でご記入ください。
- 本事業以外の事業等と併せて発注した経費は、補助対象経費にメモを加えるなど分かりやすく明示してください。

ウ 提出方法

下記提出先への持参、郵送による提出をお願いいたします。

〔提出先〕 〒955-8686 三条市経済部商工課 宛 （住所不要）

(5) 補助金額の確定及び補助金の支払い

実績報告書の審査後、補助金額を確定し、指定の振込先口座に補助金を交付します。

9 その他注意事項

- (1) 交付決定前に発注した経費は原則対象外です。交付決定後に発注した経費のみ対象となりますが、申請する経費の性質上、交付決定前に支払う必要があると認められるものは対象になる可能性があります。
(例) 航空券や宿泊する海外のホテルの空き状況が流動的であり、交付決定前に予約・支払いをしなければならない。
- (2) 本補助対象経費が他の補助事業で採択となった場合、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した場合は、補助金交付決定の取消し又は補助金の返還を求めます。
- (3) 事業の効果検証のため、当該補助事業完了後に実施効果調査への協力を依頼する場合がございますので、ご協力ください。